

平成25年度上半期の中国管内の電波監視の概要

1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

今年度上半期に当局に寄せられた申告・相談件数は114件で、昨年度上半期と比較すると39件（約52%）の増加となっています。

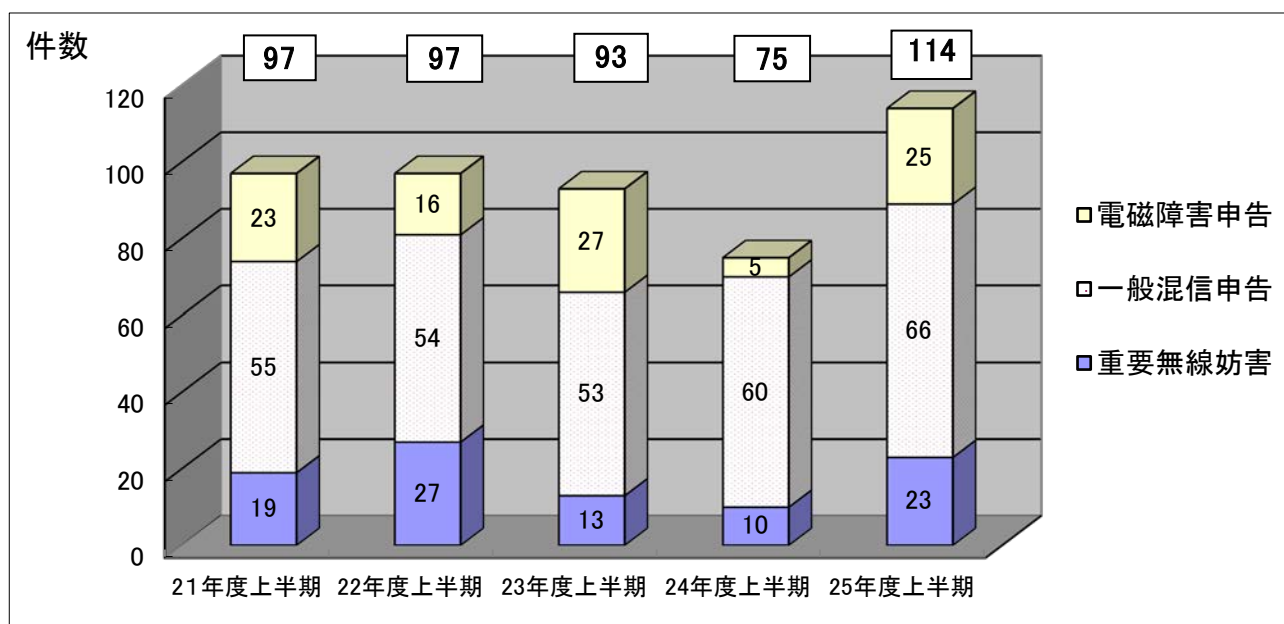
申告に基づく現地調査等の実施により、原因者に対し改善措置を求めたり、指導等を行った結果、9月末現在で89件（78.1%）について解決しました。

申告・相談受付の内訳は、重要無線通信妨害(注1)に関する申告は23件、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告は66件、人体への電磁波の影響の相談や無線LAN等への障害に関する電磁障害申告は25件となっています。

なお、重要無線通信妨害の原因別申告件数は、航空機・船舶用遭難自動通報設備の誤発射11件、航空無線への通信障害4件、自治体防災行政無線等への通信障害3件、船舶用無線電話への通信障害3件、鉄道軌道事業用無線への通信障害1件、MCA陸上移動無線への通信障害1件の計23件となっています。

(注1)：重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道等に係る重要な無線通信への妨害をいいます。

○年度別の申告件数の推移（上半期）



2 不法無線局(注2)対策等の取組状況

不法無線局はテレビ、ラジオへの受信障害、消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、管内の捜査機関と連携して共同取締りを実

施しています。

また、電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）（注3）や電波監視車両を駆使して不法・違法無線局の所在確認を行い、電波法令を遵守するよう指導しています。

（1）不法無線局の共同取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを4回行い、摘発は3件、指導を5件行いました。

摘発の内訳は、不法アマチュア無線局が3件となっています。



共同取締りの模様

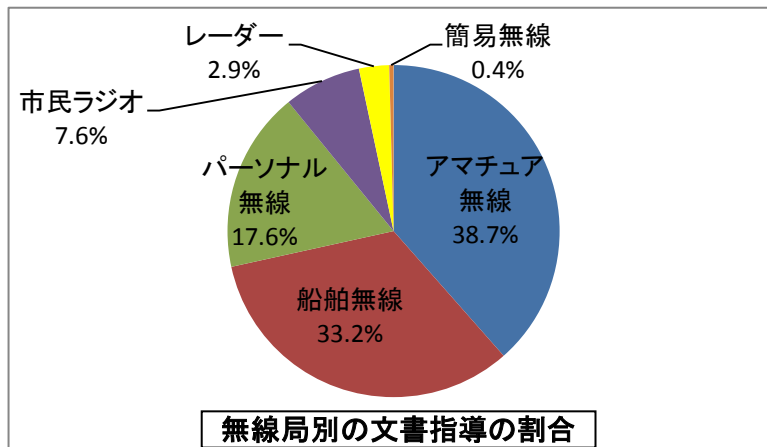


不法アマチュア無線機

（2）不法・違法無線局への指導等

電波監視や移動監視により確認した不法無線局に対して文書指導を191件、違法無線局に対して文書指導を48件行いました。その内訳は、不法・違法アマチュア無線局及び不法船舶局が全体の72%、不法パーソナル無線局が約18%を占めています。

このほか、「コールサインを使用しない」、「周波数使用区別を守らない」等のアマチュア無線局に対して、同一周波数の電波による注意喚起（電波による規正）を68件行いました。

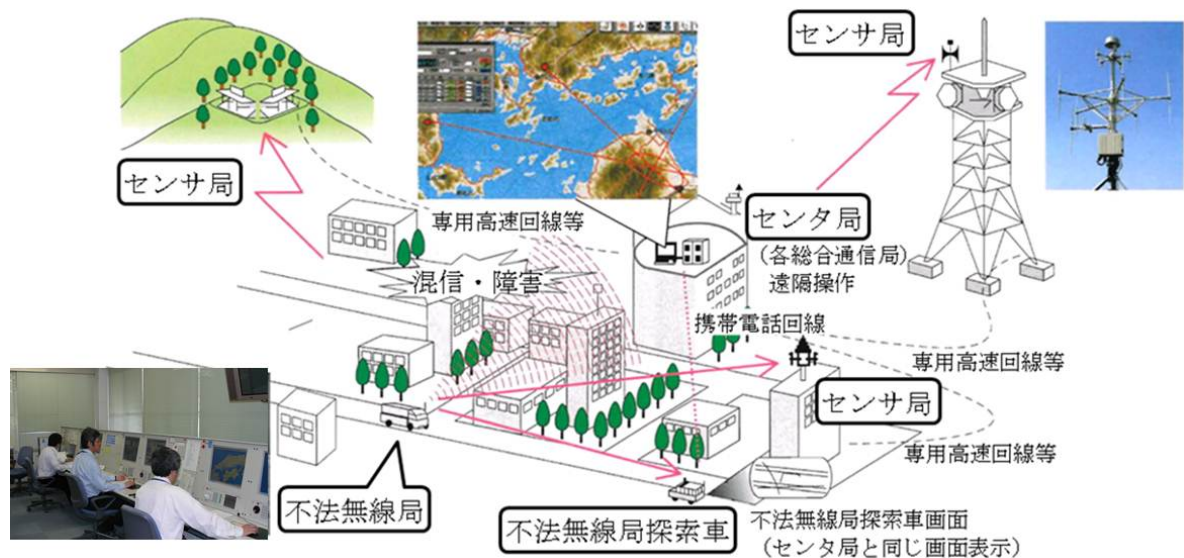


（3）無線機器の鑑定

捜査機関から刑事訴訟法に基づく嘱託を受け、23台の無線設備について鑑定を行いました。

(注2)：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局のことで、不法無線局を開設した場合、電波法第110条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(注3)：管内各地に設置されたセンサ局や車両に搭載されたセンサ局を、総合通信局のセンタ局から遠隔操作することにより、センサ局で受信した電波をモニター（聴音）したり、電波発射源の方位等を測定して、不法無線局の位置等を特定するためのシステムです。



3 電波利用ルール等の周知・啓発

不法無線局の未然防止と免許情報告知制度（電波法第102条の14の規定により、販売業者は無線機器を販売する際に、購入者に対し無線局免許申請が必要であることを周知する義務がある。）の販売店への周知、及び発射する電波が著しく微弱の範囲にあると称しているにもかかわらず、微弱の範囲を超えて販売されている無線機器や技術基準不適合設備を販売しないよう周知・啓発活動を行っています。

また、電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解を深めるため様々な周知・啓発活動を行っています。

(1) 流通分野への周知・啓発活動として、管内の家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を78店舗訪問し、技術基準不適合設備等を販売しないよう周知・啓発を行いました。

(2) 電波利用環境保護周知啓発強化期間（6月中の10日間）には、「私は守ります。電波のルール」をキャッチフレーズに、新聞広告及びJR山陽本線・山陰本線等の電車中吊り広告による広報、関係団体へのポスター・リーフレットの配布を行い、周知・啓発活動に努めました。

- ・新聞広告（6月1日）：中国5県の地方紙及び日経新聞の6紙
- ・電車中吊り広告：西日本旅客鉄道(株)、広島電鉄(株)、広島高速交通(株)及

び岡山電気軌道(株)の車輛内 約1,400枚

・関係団体に対する協力依頼(官公庁、自治体、報道機関、農協、漁協、森林組合、タクシー、トラック協会、無線機器販売店等 約1,400カ所)

ポスター 約3,600枚、リーフレット 約35,000枚 配布

4 電波監視体制の強化

当局では、管内における重要行事の開催時等は、電波監視体制を強化して取り組んでいます。

下表の行事開催にあわせて現地等における電波監視体制を強化するなど、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制をとりました。

電波監視体制の強化期間	関係行事名称	監視対象地域
5月25日(土)～5月27日(月)	第64回全国植樹祭とつとり2013	米子市、南部町 伯耆町、境港市
5月31日(金)～6月4日(土)	第5回アフリカ開発会議	管内のうち、固 定監視可能地域
7月24日(水)～7月26日(金)	皇太子殿下岡山行啓	岡山市、玉野市
8月3日(土)～8月4日(日)	第16回日本ジャンボリー	山口市、宇部市
8月6日(火)	平和記念式典	広島市内

5 申告受付窓口

混信妨害及び電磁環境障害の申告や不法無線局の申告は、以下の窓口で受け付けています。

中国総合通信局電波監理部電波利用環境課

電話 082-222-3332

(受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8:30～17:15まで)

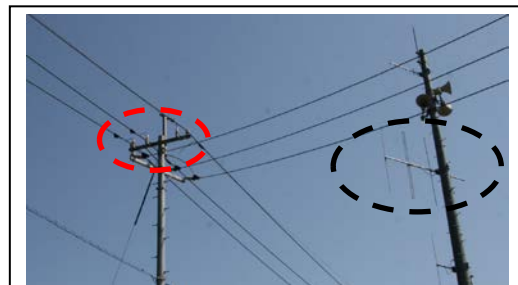
【参考】最近の混信・妨害の特異事例

近年、身近にある様々な電気・電子機器等から発せられる電磁波による混信・妨害が増加しています。

今年度上半期において、管内では次のような事例が発生しました。

(1) 電力柱（碍子部*注）から防災無線への混信

本年4月、岡山県内の自治体が運用している防災無線が外来波により通信ができないとの申告を受けて調査した結果、周辺に設置されている電力柱の碍子部から輻射されている電波が原因であることを特定し障害を排除しました。



障害原因となった電力柱の碍子部（左側）
と防災無線のアンテナ（右側）

*注）碍子（がいし）部：電線を絶縁し支持するために鉄塔や電柱などに取り付ける装置。

(2) 照明用LED電球からキーレスエントリーへの混信

本年6月、島根県内の飲食店の駐車場において車のキーレスエントリーが動作しないとの申告を受けて調査した結果、飲食店内に設置された照明用のLED電球（A社製の特定機種）から発生した雑音の原因であることを特定して、障害を排除しました。



障害原因となったLED電球